



平成6年改正により、老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の配偶者が遺族厚生年金の受給権者となった場合の組み合わせで、左記3種類の中からいずれかの組み合わせの選択が可能となっていた。

平成16年の改正で、平成19年4月からは、**Bのそもそもの遺族厚生年金の額**又は**Cの妻自身の老齢厚生年金の1/2と妻の遺族厚生年金の2/3とを合算した額**のいずれか高いほうの額について、その中から妻自身の老齢厚生年金が全額支給され、差額が妻の遺族厚生年金として支給されることとなりました。ただし、平成19年4月1日以後に65歳になる者が対象です。

※ 一般的な組み合わせとして、妻が夫の死亡により遺族厚生年金の受給権を取得する場合を例示しています。

注 0となっているのは、妻自身の老齢厚生年金のほうが算出された妻の遺族厚生年金より多い場合で、元々妻自身の老齢厚生年金は全額支給されることから、遺族厚生年金としては0支給となり、従って、このような結果になっています。